

10月1日から精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方の「精神障害者医療費」助成制度を拡大します

現在、精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者の精神疾患入院と通院医療費の自己負担分を助成していますが、平成24年10月診療分から「精神障害者医療費（全疾病）受給者証」を交付し、全ての疾病の入院・通院医療費の自己負担分を助成します。

9月初旬に精神障害者医療費受給者証交付申請書を送付します。送付した申請書と精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、印鑑を持参して役場住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きをしてください。

現在、精神通院医療を受けている精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者は、引き続き「自立支援医療受給者証」も必要になります。

【助成拡大後の精神障害者医療制度】

お持ちの手帳など	受給者証の種類	通 院		入 院	
		精神疾患	精神疾患以外	精神疾患	精神疾患以外
精神障害者手帳1級	全疾病用	助成する	助成する	助成する	助成する
精神障害者手帳2級	全疾病用	助成する	助成する	助成する	助成する
精神障害者手帳3級	精神通院医療のみ	助成する	助成しません	助成しません	助成しません
自立支援医療受給者証 (手帳なし)	精神通院医療のみ	助成する	助成しません	助成しません	助成しません

なお、県外の医療機関で受診した場合は、自己負担分を一度お支払い願います。後日、償還払いの手続きをしてください。

□問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内215・257)

事業仕分けの結果をお知らせします



事業仕分けを8月2日、中央公民館本館301号室で開催しました。

下記の10事業について、8人の阿久比町事業仕分け委員が住民目線で事業をチェックし、公開で議論を行いました。委員は、各事業を①不要・廃止 ②民間等で実施 ③改善 ④現状維持 ⑤拡充 のいずれかに判定し投票しました。

今後、この結果や意見を参考に、町の状況を総合的に判断し、最終的な方向性を町として決定します。

□問い合わせ先 政策協働課企画政策係 ☎(48)1111 (内204)

事業名（担当課）	判 定 区 分				
	不要・廃止	民間等で実施	改 善	現状維持	拡 充
広報事業（政策協働課）			6	2	
放置自転車対策事務（防災交通課）		1	7		
ごみ処理事業（建設環境課）			8		
資源ごみ回収事業（建設環境課）			8		
住宅用太陽光発電施設導入促進事業（建設環境課）	2	1	4	1	
高齢者タクシー料金助成事業（健康介護課）	2		4	2	
敬老会事業（健康介護課）	2		6		
給食事務事業（学校教育課）		1	5	2	
ふれあいの森管理運営事務（社会教育課）			4	4	
スポーツ村管理運営事業（社会教育課）			8		